

# 社会福祉法人すみれ会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、苦情対応第三者委員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事及び監事、評議員、苦情対応第三者委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。

## (報酬の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

## (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 報酬の支払額は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

## (役員及び評議員等の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の

指導または監査の業務にあたった場合、又はその他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

#### (費用弁償)

第 6 条 費用弁償は理事会及び評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

ただし、自家用車利用の場合は交通費届によって申し込まれた金額をその都度現金にて支払いを行う。1 kmにつき 30 円とする。

#### (出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員、苦情対応第三者委員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (重複支給の防止)

第 8 条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第 4 条の規定により法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事会及び評議員会に係る別表 1 に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

- 2 施設の職員を兼務する理事に本規程は適用しない。

#### (退任慰労金)

#### (金額の算定)

第 9 条 退任役員及び評議員に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

#### (1) 理事長

在任期間 1 年につき 20,000 円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 15,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員及び評議員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第10条 退任慰労金は、役員及び評議員を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第11条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員及び評議員が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(慶弔)

(受章祝金)

第12条 役員及び評議員が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、山口県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表4に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第13条 役員及び評議員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第14条 役員及び評議員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第15条 役員及び評議員が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第16条 役員及び評議員の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改正)

第17条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人すみれ会評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 6月 14日より適用する。

この規程は、平成30年 4月 1日より適用する。

別表 1

名 称		報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等（日額）	常勤役員	10,000円	実費額
	非常勤役員	10,000円	実費額
評議員会出席報酬等（日額）		10,000円	実費額

※常勤役員の理事会出席報酬等については、施設の職員を兼務する理事を除く。

※自家用車利用の場合は1kmにつき30円とする。

別表 2

名 称		報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等（日額）	常勤役員	15,000円	実費額
	非常勤役員	15,000円	実費額
理事及び評議員業務報酬等（日額）	常勤役員	10,000円	実費額
	非常勤役員	10,000円	実費額
監事監査指導報酬等（日額）	常勤役員	10,000円	実費額
	非常勤役員	10,000円	実費額
苦情対応第三者委員業務報酬等（日額）		5,000円	実費額

※常勤役員の理事会出席報酬等については、施設の職員を兼務する理事を除く。

※自家用車利用の場合は1kmにつき30円とする。

別表 3

	旅 費	宿泊費（日額）	日当（日額）	そ の 他
日帰り出張	実 費		4,000円	実 費
宿泊出張	実 費	実 費	8,000円	実 費

※自家用車利用の場合は1kmにつき30円とする。

別表4 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 山口県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表5 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員及び評議員	50,000円	

別表6 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	30,000円	弔電・生花

※その他、理事長がその都度決定するものとする。